

ID: 0429

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用料の減免																	
例 規 名 根 拠 条 項	長門市物産観光センター条例施行規則 第4条																	
例 規 番 号	平成17年規則第102号																	
【根拠条文】 (使用料の減免) 第4条 長門市使用料徴収条例(平成17年長門市条例第63号)の規定により減額し、又は免除する範囲は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th><th colspan="2">減免の率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市が主催又は共催で使用する時。</td><td rowspan="3">100%</td><td rowspan="3">入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は定額とする。 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</td></tr> <tr> <td>(2) 市内に組織を有する物産商工関係団体が、当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用する時。</td></tr> <tr> <td>(3) 市内の公益的団体が、当該施設の設置目的と合致する事業のため使用する時。</td></tr> <tr> <td>(4) 市以外の官公庁が使用する時。</td><td rowspan="2">50%</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr> <td>(5) 市が後援して使用する時。</td></tr> <tr> <td>(6) その他市長が特に必要と認めたとき。</td><td colspan="2">市長が定める額</td></tr> </tbody> </table> 前項表中第2号から第6号における冷暖房使用料については、免除しない。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。 第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条に定める申請書に必要事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ				事由	減免の率		(1) 市が主催又は共催で使用する時。	100%	入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は定額とする。 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	(2) 市内に組織を有する物産商工関係団体が、当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用する時。	(3) 市内の公益的団体が、当該施設の設置目的と合致する事業のため使用する時。	(4) 市以外の官公庁が使用する時。	50%		(5) 市が後援して使用する時。	(6) その他市長が特に必要と認めたとき。	市長が定める額	
事由	減免の率																	
(1) 市が主催又は共催で使用する時。	100%	入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は定額とする。 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。																
(2) 市内に組織を有する物産商工関係団体が、当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用する時。																		
(3) 市内の公益的団体が、当該施設の設置目的と合致する事業のため使用する時。																		
(4) 市以外の官公庁が使用する時。	50%																	
(5) 市が後援して使用する時。																		
(6) その他市長が特に必要と認めたとき。	市長が定める額																	
標準処理期間	3日																	
備考																		
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日															